

「占有マニユファクチュア」の性格に関する一考察

阿 部 重 雄

序 問題の所在

私はさきに「十八世紀中葉、ロシア農民層の分解」という論⁽¹⁾で、ロシアにおける発展の地域的類型化を避け、主として「モスクワ周辺の皇室領を中心として」考察し、そこでも農民層の「資本主義的両極分解」と、それに対抗する形態としての「封建的・寄生的分解」の二つの途が同時的可能性として存在し、前者の途は農村における「モグリのマニユファクチュア」と、二重の意味における「自由な労働力」に体现されながら、新しい生産関係を形成する方向にむかつて行くのに対して、後者の途は、特権に依拠し、むしろ前者の分解を抑制しながら、同時にまた、絶対主義支持の勢力を形成したことを述べた。而してこの二つの途の対立は、十九世紀に入ると益々激化するのであるが、こゝで視点を變えて、ロシアにおける資本主義發生の系譜を辿つて見ると、レーニン⁽²⁾は資本制マニユファクチュアの發生に関して、二つの途、即ち

「相当数の労働者をもつ仕事場が次第に分業をとり入れて」下から資本制マニユファクチュアに成長し、転化してゆく場合と、商業資本が所謂上からの途を通じて資本制マニユファクチュアを作り出す場合とがあることを述べている。このうち前者の途は、ロシアの場合徐々ではあつても、農民層の資本制的分解から発して、相互につながつてくることが理解されるのだが、後者の途は、工業部門に関する限り、所謂「農奴制マニユファクチュア」から直接にはつながつて来ない。つまり農奴制マニユファクチュアが資本制マニユファクチュアに転化するためには、絶対主義国家によつて保証されている諸特権から経営自体が離脱し、そして又、そこに働いている農民乃至労働者が、少なくとも人格的に解放されなければならぬ。換言するならば農奴制体制の全般的廢止がどうしても必要なように思われる。

私は本稿では、特権商人のマニユファクチュア経営を中心として、この問題について、いさゝか考察してみたい。この

場合私は、十八世紀から十九世紀前半にかけて、広く軽工業部門においても、またウラルの金属工業・鉱山業などにおいても、大企業の生産の基本的な形態として存続した占有マニユファクチュア (possessione Manufactory)⁽³⁾に考察を限定して、その性格を究明しながら、それがロシアの資本主義発展に対して如何なる関係に立つか、考えようと思う。

蓋し、ロシアのマニユファクチュアの発展を考える場合、十八世紀中葉から次第に展開されてくる農村的マニユファクチュアによつて、事実上の資本制的マニユファクチュアが体现され、成長してくることはいうまでもないが、一般にペートル時代から飛躍的に発展してくる所謂「農奴制マニユファクチュア」については、その後進的性格のみを追求し、例えば、十九世紀のウラルの鉱工業は、農奴制の故に停滞したことをのみ強調して、ウラルの工場主たちが所有した土地の役割乃至は意義などを深く考えてみようとしなかつた。しかも、他方では、例えば、ストルミリン (S. Strumilin) 等のように、マニユファクチュア及び大企業内で起つた新しい生産諸力の集積という面のみを強調して、当時の支配的な生産関係の役割を没却乃至は過小評価するのも、そこにこそ当該社会の特殊性乃至至みが反映されているとすれば、大きな危険と誤謬を惹き起す。これらの点は、最近ソヴェト史学界においても非常に反省されており、我々もこゝに大きな関心をもつものである。

例えば、ウラルの鉱山業についても、それが農奴制の故に停滞していたことも確かに事実なのであるが、その反面こゝでも同時に農奴制を下から掘り崩すような力乃至現象が、その胎内から徐々に生れて来ていることも看過出来ない。換言すれば資本制マニユファクチュアが並行的に発展して、農奴制マニユファクチュアをやがて駆逐するばかりではなくて、占有マニユファクチュア自体の中でも、行きずまりとその克服の相刻が見られ、一八六一年の農奴解放をまたずして、農奴制経済の頹落と危機を深めて行つてゐる。そしてその危機を逸早く克服し、企業の再編成に成功した企業家のみが次の時代に生きのびてゆくこと、再編成を完了したものが、レーニンのいう「上からの資本主義化の途」につながることに、この意味において占有マニユファクチュアさえ、マルクスが述べているように、「歴史的にも、論理的にも資本主義発生の質料」となりえたことを明らかにしたいのである。

註

(1) 拙稿「十八世紀中葉、ロシア農民層の分解についての一考察——特に、モスクワ周辺皇室領を中心として」(社会経済史学、

第二〇巻、第三号掲載)

(2) Lenin, V. I., *Razvitie Kapitalizma v Rossii*, 1962, str.

329-330. 邦訳、レーニン「ロシアに於ける資本主義の発展」岩

波文庫旧版、下巻、七二—七三頁)

(3) リヤンチュニコ「ロシア経済史」白揚社版の訳者、東健太郎

氏は、「特許マニユファクチュア」という訳を当ておられる。但し、西欧における所謂「特権マニユファクチュア」とは、いろんな点で相違することに注意すべきである。

(4) Lenin, *tam zhe*, str. 419 (邦訳、岩波文庫旧版、下巻、二〇六頁)

(5) 十八・九世紀の農奴制工業の研究は嘗つても、余り多くはない。ソヴェト史学界では、十八世紀のロシアのマニユファクチュアの形成及び性格について、以前に一九三〇年代にも論争されたが、その後、資本制的関係の起源の問題と結びついて、再び昨今、マニユファクチュアの性格が研究者の関心を集め、一九四七—四八年及び一九五一年に、論争に關連した一連の業績が出版されている。しかし問題は未だ充分な解決を見ていないようである。

(Voprosy Istorii, 1953, No. 11, *Retsenzii*, str. 124)

(6) Gorovoi, F. S., "O volnozhaynom trude na Urale vo vtoroi chetverti XIX veka", (*Voprosy Istorii*, 1953, No. 3, str. 73) ウラルを鉄業の中心地とだけ考えてはいけない。一八六一年以前に既に非鉄業的工業も可成り派山存在し、そしてそれらは雇傭労働者を広く使用して、資本主義化の途を徐々に辿ろうとしていた。ウラルの鉄業においても、一九世紀の前半期に雇傭労働が使用されていた。ベルミ県では一八五〇年代に、鉄業では二〇—三〇%、非鉄業的工業では七〇—九〇%が雇傭労働者で、平均すると三〇—四〇%になったといわれる。(Gorovoi, *tam zhe*, str. 80)

(7) これについては、「資本論」(長谷部文雄訳)第一部、第三分冊、第十一章「協業」、第十二章「分業とマニユファクチュア」の項参照。

一 労働力について

商人のマニユファクチュアは、ロシアにおいても、十七世紀に既に幾つか存在したが、十七世紀末から十八世紀初頭にかけての国家的需要の増大と、ペートル大帝の経済政策の結果として、商人たちが工業経営に投資し始めたことと、また官営工場の民間拵下げに關連して、一七二〇年代の初め頃から急激に増加してくる。一六九六年から一七〇六年にかけて一一創設された官営マニユファクチュアは、十八世紀の一〇年代に入つて次々と私的経営に拵下げられたので、一七二五年には、軽工業については、官営マニユファクチュアは三〇だけになり、それに対して私的マニユファクチュアは三〇に殖えている。それらはペートル大帝の産業保護政策に刺激されて形成されただけに、軽工業の最初のマニユファクチュアの組織者はいずれも宮廷に密接な関係をもつた人々(例えば、皇帝の炉焚き番のミリューチン、大商人のポロニン、当時の政府の高官の一員だつたメンシコフ侯など)であり、多かれ少なかれ特権的性格をもち、労働力としては多く農奴労働に依存したから、それらはいずれも「農奴制マニユファクチュア」の範疇に入れられることは論をまたない。しかし例えば商人マニユファクチュアより少しおかれて、十八世紀中葉頃から急速に増大してくる莊園マニユファクチュア (*voichinye Manufakturny*) も農奴労働力に多く依存するのであ

るが、この場合は、基本的には自分の荘園内の農奴労働を一種の賦役として使用するのであるから、封建的土地所有に基づく領主権から理解されるのであるが、商人たちの場合は本来領主権とは無関係な筈であるから、商人たちは如何なる権利によつて農奴労働を強制しえたか問題になる訳である。

これについては周知のように、ペートル大帝は国家的要請に基づいて、一七二二年に商人マニユファクチュアに対して非常に大きな特権を与えているのである。即ち「登録農民に関する法令」がそれであつて、商人たちは嶺山参議会或いはマニユファクチュア参議会の許可をえさえすれば、貴族(Shlyakhetstvo 即ち дворянство)と同様に、その工場に農民の居住する部落を購入することが出来た。この法令は貴族同様の特権として商人に与えられたのであつて、農民たちは、これによつて個々にはなくて部落全体として、商人個人にはなくてその工場に、買いとられ登録(即ち緊縛)されたのである。この登録農民(присяжные крестьяне)は形式上は農奴(Крепостные)ではなかつたが、實際は工場付の農奴であつて、工場労働の根幹になつてゐる。

又、一七二三年には、官營工場の拵下げをうけた者は、そこに登録された農民を工場の建物や土地などと一併に引受けすることも許可され、こゝに所謂「占有マニユファクチュア」が成立するのである。

「占有マニユファクチュア」は初め、土地、建物、時には

貸付金をさえつけた元官營拵下げ工場が大部分を占め、工場への農民の買収及び登録の権利の外に、免稅権などさえもつていた。こゝに使用されている労働者は、初め政府によつて工場に強制的に登録された登録農民と、次いで法令に基づいて工場に購入された購入農民(Купленные Крестьяне)が大部分である。

「占有マニユファクチュア」の生産品目、その規格、品質、數量、製品の販売条件は工場側の管理に委ねられたが、農奴的労働者に対する工場主の権力は制限されており、労賃や労働条件は政府の統制・監督下におかれ、工場主は労働者を工場のための作業にのみ使用し、他の仕事に使用したり、工場内で自分一個の所存で解雇したり出来なかつた。蓋し労働者は工場に緊縛され、工場と不可分の全体をなしており、工場は国家的使命を負わされていたからである。工場主は生産規模を勝手に縮小することも出来なかつた。

占有マニユファクチュアの特権は、同時に制約でもあるのだが、これなしにはそれ自体存在しえなかつた点に、占有マニユファクチュアの基本的矛盾があるのである。

一七二一年の法令は、貴族達の特権を犯すものとして、貴族側から非常な不満を買ひ、彼らの反対は遂に一七三六年の修正法令を發布せしめる。それによれば、農民を土地なしで購入するように修正している。しかし一七四四年には、三三年の法令が廢止されて、二二年の権利が回復され、この決定

は、四六年、四七年に夫々廃止されたり、また回復されたりした後、一七五二年には、機台一台当り、工場付き農民の数が制限され、六二年には、貴族でない者の農民購入権がまたまた禁止され、法律的にはパーヴェル皇帝がそれを解禁するまで続けられた。

この政策の頻々たる動搖は、実に貴族と商人の労働力獲得をめぐる闘争を反映したものであり、商人たちはこれらの諸法令の制限や禁止にも拘わらず、実際には農奴や土地を獲得して行つたと思われるが、こゝで注意しなければならぬことは、商人たちが新しい社会關係を作り出すため闘つたのではなくて、たゞ旧い貴族の特権を自分たちにも拡大して適用させ、自分たちを自由の方へ導くのではなくて、特権の方に順化させるために闘つたという点である。マニユファクチュアの労働力は分業を深め、協業を拡げる方向に本来むかわねばならないのに、商人たちは農奴の占有者となり、農民を農奴主的に收奪することによつて、その本来の進行を抑圧する方向に向つて、貴族と張合つていたのである。こゝにも亦、大きな矛盾がある。

個別的企業について、若干の具体的な例をあげれば、

(一) 一七二一年にシームノフ・レオンチー及びイワン(Shimov Leonii i Ivan)が、アラトルスク(Altovsk)郡、クナーエフ(Knanev)村で、カモシカの革をなめす工場を作つたが、この村は世帯四八、男子労働者二五七名で、工場に登録された。

(二) 亞麻布工場をもつていたチモフェイ・マイルートフ・カラムシエフ(Imofei Pihlov Karamyshev)に、一七七八年、五つの世帯と二十九人の水呑百姓をもつたトヴァルコーヴォ(Tovarkovo)村が下賜された。

(三) ガルチーニンとトウリノフ(Gardinin i Tulinov)のマニユファクチュアでは一七四四年に、二つの企業について、二八〇人の登録者がいたが、購入農民は一七五三年には未だいなくて、一七六九年の調査によると、五つのマニユファクチュアについて、約七〇〇人数えられている。

(四) ドリャプロフ(Dryalov)のカザニのマニユファクチュアでは、一七四四年の史料によると、九九一人の登録者がいたのに、購入農民は一七五三年に七五人、六九年に二二一人を数えている。このような例が実際には多いのである。

(五) マトヴェエフ(K. Matveev)のプティヴリスク(Putil'sk)の羊毛工場には、一七四四年に、四六五七人の登録者がいたが、一七六九年の報告によると購入農民は二六三人数えられてくる。

これを要するに、大雑把にいつて、占有マニユファクチュアの労働力の根幹をなすのは登録農民であり、彼らが主として工場労働に従事したこと、又、購入農民は十八世紀の半頃から普遍化してることが解るのであろう。

購入農民の企業種別分布と、その変遷を見ると、大よそ以下のようなになる。

一七五三年の公式統計は不完全なものであるが、それによれば、マニユファクチュア参議会の指導下にあつた(つまり最も大規模な)三九の軽工業について見るに、購入農民は全部で男性九六一九名といわれ、このうち、五五九一名は亞麻布工場に属し、三〇六二名は絹工場に属し、羊毛工場では二工場について一三八名数えられただけであつた。その代り、羊毛工場では、一七四四年の統計によると、永久労働者 (yearning oldsmen) が七一七一名も数えられており、これが登録農民と一緒に、羊毛工場の労働力の中心になつてゐるのである。永久労働者というのは、浮浪者、退役軍人、罪人、身寄りのない者などで、一七〇〇年、一七二一年、一七三六年の諸法令により、工場に送られて永久に托身された者であり、土地を持たず、手工業とも関連なく、経済的独立性を既に喪失してつた所謂ルンペン・プロレタリアートである。彼らは、厳密にいつて奴隷でもなければ、農奴でもない。大変廉いが、貨幣の形で賃銀をもらう。しかし新しい労働力の充買関係を確立しはしない。

処で、一七五〇年代の終りには、マニユファクチュアに購入された農民の數も、購入農民をもつ占有マニユファクチュアの數も、一七五三年のそれと比較して、夫々二倍以上に殖えている。即ち一七六九年の報告によつて、軽工業に關していえば、購入農民の數は二二二八六人に、それを使用する企業數は一七八に、夫々殖えている。一七六二年に農奴を工場に購

入することが禁ぜられてゐることを考えると、この増加は殆んど五〇年代のものと同推測される。羊毛工場の場合でも、購入農民の數は二六〇八名、それを使用するマニユファクチュアの數は二一と、いずれも一七五三年にくらべると、約一九倍の激増である。亞麻布工業と製紙工業はこの頃統合されてゐることが多いのだが、こゝでは購入農民の數は五六二七名から一二四四名に、それを使用するマニユファクチュアの數は一六から五四と、いずれも約二二倍に殖えてゐる。

購入農民を考える場合に注意しなければならぬことは、第一にマニユファクチュアに得られた農民は土地をもつてゐる者が多く、土地をもたない者は少なかつたということ、第二に、土地をもつた購入農民の六〇・九％は、実際には農業労働にとどまり、マニユファクチュアの生産労働には使用されなかつたという点である。

企業種別に購入農民中、土地をもたない者の比率をあげれば、次の通りである。(第一表参照)

即ち、一七六七年の統計によると、織維工業部門では、四三％のみが土地をもたない購入者であつて、実に九五％以上が土地をもつた人々なのである。

購入農民のうち、工場労働に従つたものは、一七六九年の統計によると、全部で八三三二人で、全体の三九・一％に當り、残りは村落で耕作に従事してゐた。

購入農民中、農村で働いたものと、工場で働いたもの、

第一表

1767年	農業者の購入したもの	農業者の購入したもの	農業者の購入したもの	農業者の購入したもの	農業者の購入したもの	(A)の(B)に対する比率%
羊毛マニユ	20	8	2600	2499	101	3.9
絹マニユ	16	7	3630	3359	271	7.4
絹工場	3	3	92	-	92	100.0
画麻布マニユ	34	18	11738	11427	311	2.6
計	73	36	18060	17285	775	4.3

は六六六人(三九%)であつたから、これらは例外に入る。残

企業種別比率は次の通りである。(第二表参照)

第二表によれば、ガラス工業と製紙工業の二部門では、購入農民の四分の三以上が工場に働いているが、一般には農村にいる購入農民の方が多いためである。

「その他の生産」のうち、リネーミン(Ryemin)の針工場、グレンシッチョフ(Grebenshitchikov)の陶磁器工場、シーモノフ(Simonov)のカモシカの鞆皮工場といつた大企業三つは、合計一六九九人の購入者をもつており、そのうち農村にいるの

第二表

	購入農民 総数	工場に働いた者		農村に働いた者	
		数	比率	数	比率
毛織物	2600	1341	51.6	1259	48.4
画麻布	11874	3999	33.0	7875	67.0
絹布	3630	1217	33.5	2413	66.5
製紙	570	441	77.4	129	22.6
ガラス	233	185	79.4	48	20.6
その他	2284	1084	47.4	1200	52.6
計	21191	8267	39.0	12924	61.0

りの工場は大抵小さく、土地をもたない購入農民や雇傭労働を同時に使用して工場生産を行つた企業なのである。

一七五二年の法令が、機台の致に依じて購入者の最大限を規定した際、購入者の四分の一乃至三分の一を工場労働に使用するようにという条件を附けた意味は、右の事実を考へてはじめて明らかになるのである。この法令は一面、一七四〇年の工場調査によつて、多数の「にせ工場」(podlozhnye)

(fabriki)が発見されたことに対応した政策といわれるが、同時にまた、農民が農業から多数離脱することは、社会悪の根源だと考えられたので、これを予防する目的もあつて発布されたものであるが、裏からいうと、工場経営に与えられた特権を利用して、商人たちが既に地主に姿貌していた事実を承認したのもも考えられる。

これを要するに、例えばモスクワのマニユファクチュアの所有者は大部分、労働していたモスクワ市民から成り上つた者であつたが、十八世紀後半においては、同時に地主でもあり、工場生産と農業生産を並行して経営しており、甚だしきものは工場経営を看板として、特権によつて土地と農奴を獲得しながら、農業だけを営んで、工場生産を全然行つていないものもあつたのである。マニユファクチュアの段階において農業との分離が不完全なことは周知られたところであるが、既に述べた数字などからしても、農村において工場労働に従事しない購入者の数が意外に大きな比率を占め、農業乃至土地所有がマニユファクチュアの存在にとつて、單に副次的なものではなくて、実に本質的な意味をもつていたことを確信させるのである。

註

(一) 例えは、H. H. Kafenganz の計算によれば、十七世紀末のロシアには、マニユファクチュア形式の冶金工場が二一あつた。しかし国家的需要を確保しえず、品質のよい鉄が可成り沢山スエーデンから輸入された。北方戦争(一七〇〇—一一)の開始によつて、鉄の輸入が減少すると同時に、鉄に対する需要は反対に益々増大し、鉄の価格は二乃至三倍に騰貴した。Pavlenko, N. 1., 4K Voprosy o rynke rabskohei silyh dlya metallurgicheskikh Manufaktur v 20-40-kh godakh XVIII veka." (Voprosy Istorii, 1952, No. 3, str. 99)

(二) Voprosy Istorii, 1953, No. 11, Katsenzii, str. 125

(三) Vlienskaya, E. S., "O Kharaktere Russkoi possessionnoi Manufakturny" (V. I., 1954, No. 2, str. 98)

(四) "Ukaz o pokupke k zavodam dereven." 其のの一部が "Khrnestomatlyha po Istorii SSSR", Tom II, str. 26~27 にある。

(五) 熟練労働者を工場に緊縛する傾向は、十七世紀後半に既に見られた。一七二一年、三六年の法令はかかる事実を法的に是認したものである。(Pavlenko, tam zhe, V. I., 1952, No. 3, str. 105)

(六) Lyashchenko, P. I., History of the National Economy of Russia, to the 1917 Revolution, Translated by L. M. Herman, New York, 1949, P. 294.

(七) 機台一台当りの工場付き農民の数は、生産の種類によつて、二一四二人と、多少の相異がある。

(八) Vlienskaya, tam zhe, (V. I., 1954, No. 2, str. 98—99.)

(九) 当時の工業統計は極めて不正確なのが普通である。計算上の不正確だけでなく、当時「工場」といわれたものがまちまちで不正確なのである。例えば、エートル治世末期のマニユファクチュアの数は、Semyonov によれば、一三三三というが、Golikov によれば一九五という。又、Durnashev によれば一七六二年の工場数は九八四、一七九六年には二一六一というが、Semyonov の計算によれば一七六一年には二〇一、一七七六年には、四七八と云ふ。その差は余りにも大である。而して、一七八〇年に出版した報告によつて I. Hermann は三〇三の大マニユファクチュアのリストをあげ、前二者の中間の計算をこつてゐる。(Lyashchenko,

op. cit., pp. 302c.) 従つて労働者の数も大変まぢまちである。
一七五三年に關する本稿引用の数字は Dm. Baburin, "Ocherki po Istorii Manufaktur-kolleghii" (1939) が引用している目錄に基
てして Vilenskaya が計算したものである。

- (9) Vilenskaya, tam zhe, (V. I., 1964, No. 2, str. 100)
(11) Vilenskaya, tam zhe, (V. I., 1964, No. 2, str. 101).
(12) 飯田貫一「ロシア経済史」三三三頁。

二 土地所有の意味

前節に述べたように、占有マニユファクチュアには、成立の当初から登録地や購入地があつて、土地所有は決して偶然的なものではなかつた。

モスクワ県のベレヤスラヴリ・リヤザンスキー郡のクレビ
ン村 (v sele Klepkovo Pereyasavl'-Ryzanskovo uzeda Mosko-
vskoi gubernii) のフレブニコフ (Khebnikov) の亞麻工場は⁽¹⁾
占有マニユファクチュアの極めて典型的なものであるが、これ
について、少し詳しく考えてみると、クレビコフ郷は一つの
村とそれに合併された三九の部落から成り、十八世紀の初頃
はドルゴルーコフ (S. P. Dolgorukov) のものであつた。農民
はオプロークを負ひ、一年に五二四ルーブリと、ライ麦二四
チ・トヴェルティを領主に納めた。一七二八年、針をつくる
マニユファクチュアの所有者であつた有名なパンクラート・
リユーミンがクレビコフ郷に亞麻工場を建てるために、その

郷を買つた。領主の農民は工場付き農民に變つた訳である。
一七六二年の第三回人口調査の史料によると、こゝには男性
一八七八名が数えられている。経済は七三〇チャグロ⁽²⁾に分け
られてあり、それは工場労働に従事するものと、農耕に従事
するものと、二つの範疇に區別される。即ち、内の四二八チ
ャグロは工場で働き、各々夫々二ルーブリずつのオプローク
を納めた。残りの三〇二チャグロは工場関係の仕事は一切し
ないで、各々夫々四ルーブリずつのオプロークを支払つた。
領主の直營耕作地はなく、こゝでは土地はすべて農民の利用
に委ねられていた。かくして工場主は同時に地主でもあり、
一年間に八五六ルーブリと評価される労働者からの収益の外
に、一二〇八ルーブリのオプロークを農民から徴集した。ク
レビコフ郷から取りたてたリユーミンの収益は毎年二〇六四
ルーブリと評価され、ドルゴルーコフ時代の約四倍に殖えて
あり、当時の標準から見ても大変高いものだつたといわれ
る。⁽³⁾

一七七三年に、リユーミンの子孫は、鉄工場や針のマニユ
ファクチュアと一緒に、クレビコフの亞麻工場をも、一六万
ルーブリでフレブニコフに譲渡した。この時この郷には男性
一七一〇人と女性一九四二人が数えられている。フレブニコ
フはリユーミン家の最後の数年間に八〇〇台を数えた機台を二
〇〇台に殖し、そのうち一四〇台を運搬させた。

七五〇チャグロから労働の出来る一三三二人中四一二人を

選んで、マニユファクチュアに登録した。登録者の中には固
定された労働者も臨時労働者もあり、彼らは貨幣の支払をう
けた。一般に従来のオブローク制度を廃して、その代りに、
全チャグロに自分の保有地区から材木その他の建築資材など
を用達・納入し、いろんな物品を運搬する義務を課し、それに
は代金を支払わなかつた。つまりオトラポートカ(Outlook)
〔雇役〕制をとつた。しかし、その他に農民達は不定期に屢
々肉や蒔や乾草や燕麥などで現物オブロークもとられ、貨幣
オブロークも亦とりたてられ、額も不定であつた。

女はまた、紡績工として働かせられた。但しマニユファク
チュアにおいてではなくて、各自の家においてであつた。彼
女たちは一週間の間に一〇フォンドの亞麻屑を紡がねばなら
ず、これに対する支払は六・二五カベイクより多くはなかつ
た。もし彼女たちが規準より少く仕事をした時は、大麻の
紡糸の場合は一フォンド当り五カベイクすつ、亞麻の紡糸の
場合は一フォンド当り四カベイクすつ、支払から差引かれた。
こういう労働条件の下では、従つて實際は無償で紡糸された
ことになるのである。

クレピコフの農民は家族労働で以て土地を耕し、夏の乾草
刈の時は労働者の援助をうけた。後者はこの仕事に対して報
償をうけたものゝようである。

家族内に女が一人しかいない場合は、彼女は家の仕事と工
場の仕事とを交替にしなければならなかつた。一反の亞麻屑

を織り上げると彼女は家に帰り、他の女と替り、その女も同
様に一反の亞麻屑を織り上げると支払をうけて、最初の人と
交替する。家の方の仕事には一人の男と女が残り、家族の若
干名が工場で働いた場合もある。

以上述べたような労働者の外に、クレピコフの工場には、
「雇役の労働者」とよばれたグループも既に存在していた。彼
らは分有地をもたず、領主から衣食を支給され、若干の頭割
りの報酬をもらつて、例えば見張番や、ローソク作りの仕事
をしたり、オサを作つたり、鍛冶屋をやつたりした。

これに対して雇傭労働はこゝでは殆んど存在しなかつた。
工場のあらゆる段階の生産は自己の分有地、即ち、耕地や家
畜やその他をもつていた農民によつて行われたのである。

クレピコフのマニユファクチュアでは、既に述べたところか
ら明らかなように、土地を占有し、その占有権に基づいて、
リューミン家もフレブニコフ家も農奴の労働者を収奪したの
である。但し、リューミン家の時代に実施されたオブローク
体系では、マニユファクチュアに緊縛された農民は實際貨幣
の支払をうけず、彼らに課されたオブロークを払うために仕
事をした。この場合彼らの労働力の再生産の基本的な源泉と
なつたのは、土地の分有地であつた。

フレブニコフ家のオブローク制度の廃止は、雇役制度への
移行であり、それは一面から見れば分有地の意味を保存した
が、他面からみれば貨幣支払が労働者とその家族の労働力の

再生産の源泉として分有地を未だ完全に駆逐しはしなかつたが、徐々に重要な役割を得て、分有地の役割を基本的なものから、次第に補助的なものに変えて行つたことは確かである。

又、リニューミン家によつて取立てられたオブロークは毎年二〇六四ルーブリで、そのうち少しは労働者の給養のための出費にふりむけられるとしても、大部分は毎年の収益であつた。マニユファクチュアがもつてゐる若干の土地は、工場の不可欠の附属物として役立つており、それからあがる封建的地代は、或る程度まで、資本制マニユファクチュアとの競争に堪えうる可能性を占有マニユファクチュアに与えたのである。蓋し占有マニユファクチュアにおける労働力の購買は固定資本の増加を意味し、労働力に対する給与や支払は流動資本に含まれ、これらは結局、占有マニユファクチュアの生産物の原価を、資本制マニユファクチュアのそれよりも高いものにした。この間の対立と差額を調整しうめ合せるのが、土地からの、即ち農業からの収益なのである。土地所有の意味の第一がこゝにあるのである。

フレブニコフのマニユファクチュアは占有マニユファクチュアの比較的純粹な形なので割合に單純であるが、他の占有マニユファクチュアの場合は、購入農民の農奴主的收奪は仲々多様である。例えば十九世紀に入つてからでも、占有マニユファクチュアでは農奴の工場労働は農耕作業と半々交替であつ

た。この場合、工場に買われた部落は労働予備軍のブルにもなつてゐるのである。マニユファクチュアの経営者はこのブルを利用して、或る程度まで、工業生産の規模を拡大したり、縮小したり、調整出来たのである。こゝに土地所有の第二の意味がある。

これらの外にも、工場付きの土地はなお重要な役割をもつてゐる。既に一部述べたところでもあるが、工場が土地をもつことは各種の資材や原料品を確保することにもなるし、また、労働者の賃銀乃至は報償を最低限まで引下げることが出来るようになるから、この意味でも経営に一応の安定性を与えることになる。

註

(1) Vlienskaya, tam zhe, (V. 1, 1964, No. 2, str. 101-103)

(2) Dagle: ……「龍偶家族」普通は、一七歳から五五歳迄の男子と五〇歳迄の結婚してゐる婦人の夫婦を意味し、課税の単位である。しかし地主は、チャグロウの中に賦々若年者や独身者、七〇歳迄の老人をも登録してゐる。一般に地主経営の経済力乃至その収入は、チャグロウによつて測定された。

(3) オブロークの平均に仲々出しにくいが、一七六〇年代には、一―二ルーブリ、七〇年代には、二―三ルーブリ、八〇年代には、四ルーブリ、九〇年代には、五ルーブリ、見当である。

三 占有マニユファクチュアの發展

占有マニユファクチュア⁽¹⁾はそれ自体の中に、種々の矛盾を包蔵しながらも、十八世紀の後半期において最盛期を迎えた。しかしこの時期に、国内だけに限つて見ても、二つの競争相手が現われて来た。第一は貴族たちである。

彼らは、商人たちが土地と農民を占有する特権を与えられたことに不満の意を表し、一面ではこの特権を制限乃至禁止すべく活躍したことは既に述べたところであるが、他面では、彼ら自身、所謂莊園マニユファクチュアの經營を開始し、商業上の分け前に与かるべく乗り出して来た。貴族たちのマニユファクチュアは、自己の莊園内に産する原料品と、そこに住む殆んど無償の労働力を以て、特に毛織物工業、亚麻工業、製紙工業などで、非常な發展を示した。

第二の競争相手は、主として農村のマニユファクチュアの形で登場してくる事実上の資本制的マニユファクチュアである。これは、別稿で既に論じたように、エカテリーナ二世の所謂産業自由政策を一つの契機として、急速な發展をとげ、十九世紀以降は、特に木綿工業で著しかった。

占有マニユファクチュアが、これら二つの形態のマニユファクチュアと競争しなければならなくなつた時、競争に敗れて衰退するか、再編成することによつて更に生き延びるか、二者択一の立場に追い込まれた。再編成とは、農奴労働の外に

雇傭労働を使用することである。

十八世紀の末頃から、占有マニユファクチュアはいずれも、生き延びるために、二つの矛盾する方法、即ち工業生産を封建地代によつて補強する方法と、雇傭労働使用の方法を、同時にとらうとした。占有マニユファクチュアが雇傭労働使用を増加させようというのは、農奴労働の生産性が低いにも拘わらず、その割には価格や給養費が高つくことが根本であるが、一面では一七六二年の法令が農奴購入を禁止したからでもあり、他面では、出稼ぎオブローク農民乃至は、マニユファクチュアが直接支配し、組織した家内労働者という形で、雇傭労働の源泉が確保され、労働市場が一段と拡大されて来た結果でもある。

しかし、占有マニユファクチュアが雇傭労働を部分的に使用し始めたからといつて、企業者の性格が資本制的に變つたとは、勿論いえない。雇傭労働の実態も問題であると同時に、雇傭関係の間にさえ、価値法則が充分貫徹しておらず、未だ経済外的強制下にある部分が非常に多いからである。しかしともあれ、占有マニユファクチュアでも、雇傭労働への推移の傾向が實際進んでいたから、一七九六年、パヴェル皇帝が、商人の土地購入権を再び解禁しても、その法令は既に大した意味をもたなくなつていた。

而して、金属工業に強制的に徴集されていた永久労働者の緊縛期間を四〇年とする法令が、一八〇七年に發布される

と、羊毛工場にも類似の規定が間もなく拡がり、そこでは新しく購入される農民は二〇年経つと自由になることになつた。こういう決定は軽工業の他の部門にも拡大され、結局農奴購入が一八一六年にまた禁止されたが、負担のみ大きくて、収益性の少ない工場付き農民に対しては誰ももはや何らの魅力ももたなかつたので、この法令も殆んど意味がなかつた。一八〇九年に、「今までに何者も農民を指示された法令に基づいて購うこと、即ち購入者を一定期間マニュファクチュアに固着させることを申し出た者はない」と、内務大臣は報告している。

而して実際に肝心なのは、この頃から次第に占有マニュファクチュアが活動を停止したり、縮小し始めていることである。統計にのつていても、実際には活動していかない工場が現われ、また占有農民の数も十八世紀の半頃にくらべると可成り増加はしているが、非常な偏りが現われているのも注意すべきである。

一八三〇年代の企業種別の農奴労働者の統計をあげると、次の通りである。(第三表参照)

第三表の数字によると、工場付き農民は多く羊毛工業に集中されて行つており、而もその多くは登録農民であつて、購入農民ではなかつた。

又、一八三〇年代の占有マニュファクチュアの土地所有に關する数字をあげてみると、こゝでとりあげられている一三三

第三表

	企業数	登録者数	購入者数	總計	一企業平均労働者数
羊毛工業	27	12685	5846	18531	686
絹工業	11	1386	2099	3485	317
麻布工業	43	1886	11234	13120	505
紙工業	22	619	4303	4922	223
製ス工業	12	485	1180	1665	138
ガラス工業	2	540	820	1360	680
針工業	5	40	1885	1925	385
更キヤソの工業他	10	4	200	204	20
計	132	17645	27567	45212	342

二の企業は、合計七八、七七・八・五デーン、チナの登録地と一五三、六二二デーン、チナの購入地をもつており、平均すると一企業当りの占有地は、一、七六七デーン、チナであつた。

このうち、羊毛マニュファクチュアについていうと、二四の企業が全土地面積の四二・三%を所有しており、登録地が圧倒的に多かつた。つまりこゝでは登録農民の大部分が土地に住んでいたのである。

亞麻工業では、四三の企業中三三の企業が土地をもち、こゝには三〇・三%が集中していた。これを要するに、一八三〇年代の半頃に存続していた占有マニュファクチュアの実に

七六・五%が土地を占有していたといわれる。

処で、十九世紀の三〇—四〇年代頃から、ロシアの産業革命が徐々に開始されて来、木綿工業などでは漸く機械の全般的の使用が始つてくる。廉価な木綿製品がロシア市場に沢山現われてくるようになると、先ず亞麻工場などが、最初に最もひどい打撃を蒙り、資本制生産に対する農奴制生産の劣勢が誰の目にも明らかになつてくる。しかし占有マニユファクチュアの所有者自身にとつて、今更急に、生産の全形態や性格を変えることも出来なければ、労働力を減らすことも出来なかつた。

一八三七年、モスクワ県の工場主たちが、大蔵大臣に宛てた書簡は以上の事情を最もよく物語つてゐる。即ち「占有工場は以前には幾多の手工業部門のために職人を育成する養成所であつたが、現世紀に入つてからは、工場主にとつても、工場生産にとつても、負担の重いものとなつた。というのは生産は機械と化学の改善によつて、以前とは全く一変したからである……」として、工場主たちは、工場に登録された農民をその能力の如何に拘わらず、工場の仕事に従事させる義務を負うているが故にむしろ幾多の困難が生じていることを陳情してゐるのである。

他方この頃になると、農奴労働者も自分たちの労働に対する支払や、雇傭労働者との水平化を要求してくるし、企業閉鎖に伴う失業の悩みを愁訴したり、乃至はもつと積極的な闘

争に立ち上つてくる者も出てくる。こうして、農民暴動と並んで、この頃には工場労働者たちの運動も漸く注目を浴びてくる。企業家たちにとつて、農奴生産は、経済的には不利な、社会的には危険なものになつてくる。多くの工場主たちは占有農民にパスポートを与えて、他の工場にオブローク稼ぎに行かせたり、また耕作の方に追いやつたりせざるをえなくなる。こういう時に占有地が工場主の労働力調整のために役立つことは、前にふれたところである。

一八二〇年代に科学アカデミーが募集した懸賞論文の入選者フォーミン (A. Formin) の論文の主旨は、国民経済の発展に關して、自由の原理こそ最も必要であると述べてゐるが、政府としても、工場主たちの要求を満足させ、国民的蜂起の危険を予防しようとして、一八二四年及び一八三五年の法令で、労働者の占有権を緩和することにし、また一八四〇年の法令で、農奴の部分的解放を許可せざるをえなくなる。

この法令は、占有マニユファクチュアの農奴の占有又は廃止を、工場主の自由に譲り、また、賃銀労働者の雇傭を全面的に許すことにした。そして農奴を解雇する場合は、購入者乃至は永久労働者については、男子一人当り三六銀ルーブリの補償を政府から受取る。但し無償で国家から編入された者の場合はこの種の補償はないことを規定している。この法令によつて、實際どの位解放されたか、充分な資料がないので不詳であるが、ツガン・バラノフスキーによれば、一八四〇

一五〇年の間に、一〇三工場で男子約二万人が解放されたと
いわれる。

一八四〇年の法令によつて、占有マニユファクチュアは事実上資本制の企業に移行する前提を作るとを許された訳であり、既に幾つかの企業、恐らくは土地保有の少ない、比較的小規模な企業が資本制的マニユファクチュアに再編成されて行つたと思われるが、而もなお、農奴制が未だ支配的である経済体制下においては、こういう若干の譲歩や法令によつて、危機全般が解消されはしなかつた。多くの占有マニユファクチュアの所有者にとつては、工場生産は延び悩んでいるとしても、土地と農奴労働の占有が、収益の可能性を生み出すものと考えられ、こゝに根本的なジレンマがあつたからである。

この頃、占有マニユファクチュアとして数えられた工場数は一五〇、実際は一四一であつたが、その三分の二以上に当る九七が廃止され、残りは一八六一年及び一八六三年の法令で農奴占有権が全く廃止される時まで存続した。廃止された工場のうち、五〇は既に実際活動していなかつたためであり、五は貸附銀行からの借金で、生産続行の力がやはり同様になくなつていたためであつた。これらの工場の大部分は、土地の保有量も、企業規模自体も比較的小さなものであつたといわれるが、中には三五〇―四五〇人の労働者をもつ比較的大きな企業で、雇傭労働をも使用しながら、借金のために

閉鎖されたものもあり、の中には、例えば、セルブホフ (Serbuhov) のヤリコフ (Serikov) の亞麻工場の如く、保有地が全然なく、農奴労働も少数で、むしろ雇傭労働に大きく依存していた工場も含まれていたことを考えると、占有マニユファクチュアにおける土地保有の意義は予想以上に大きかつたといわねばなるまい。

しかし同時にまた、広い土地保有量と龐大な農奴をもつた工場が、強制労働の使用をやめて、自己の農奴を穀物耕作にだけ使つて、工場の方は雇傭労働者に切替えた例もある。十八世紀に既に士族化していた商人ヤコヴレフ (Yakovlev) 家はその例だが、こゝでは購入農民一一三人のみを留めて、これを土地に移し、彼らからはオプロークを徴集する。そして従来工場で直接作業をしていた登録農民を解放して、代つて雇傭労働者を使用したのである。この場合、土地に移された農民から徴集されるオプロークは、工場の維持費に繰り入れられたのである。ヤコヴレフ家の場合は、一八四九年に国有地の借用をやめようとさえしていたが、土地保有の意味が全く消滅して了つた訳ではない。補助的ではあつてもやはり重要な意義をもつていた。

一八四〇年代に廃止された企業の保有地が、一企業当り平均五九一デ、シ、チナとすると、一八六〇年代まで存続した企業の平均土地保有量は三、七四九デ、シ、チナとなり、前者の約六倍強であつたことは注目すべきである。

但し、後者のようなマニユファクチュアの多くは、最後まで資本制工場には変りえなかつたので、一八六一年及び一八六三年の法令で、占有制が廃止されることになる、間もなく活動を止めて、所有者の方は大部分地主に変わって行く。そしてこのうち占有マニユファクチュアの労働者は大部分解放されて、任意に国有地農民になつたものもあつたし、市民階級に入り、そして恐らく大部分、ロシアのプロレタリアートの要員を補充することになつたのである。

註

(1) ロシアのマニユファクチュアにおいては、何百人もの労働者を一つの工場に集中した形をとるのは、兵器廠の一部などを除いて非常に少なく、普通は、むしろ個々の仕事小舎の統合といつたような形態をとる。(しかし我が国で屢々使用される「分散マニユファクチュア」の概念とは違ふ。) 形態という点からすると、官営マニユファクチュアも、私営マニユファクチュアも大差なかつたらしい。(Lyashchenko, op. cit., p. 288f.)

(2) 拙稿「十八世紀中葉、ロシア農民層の分解に関する一考察」(社会経済史学、第二〇巻、第三号)

(3) アレクサンドル一世は、屢々農民暴動の危険性を強調しており、これに対して自由主義的護歩政策をとろうとしていた。一八〇三年及び一八〇七年の法令で、農民を土地なしで個別的に解放することを禁じ、解放する場合は、土地をつけて、部落全体の農奴を一体として解放するようにと命じているのも、この線に沿う

たものである。

- (4) Vlienskaya, tam zhe, (V. I., 1954, No. 2, str. 105)
- (5) Vlienskaya, tam zhe, (V. I., 1954, No. 2, str. 105)
- (6) 飯田貫一「ロシア経済史」二四五―二四六頁、註六参照
- (7) Lyashchenko, op. cit., p. 363.
- (8) 増田富寿「十九世紀ロシアに於ける産業プロレタリアートの生成」(社会経済史学、第一七巻、第六号)
- 一八四〇年の法令によつて解放された者が、その後どうなつて行くか。市民になつたり農民になつたりするだらうことは予想もされるが、そのまま同じ工場に雇傭された例も看過出来ない。
- (9) Vlienskaya, tam zhe, (V. I., 1954, No. 2, str. 107)

結 び

ロシアにおけるマニユファクチュア時代のはじまりを何時頃におくかについては、いろいろ異論がある。ヤコヴレフ(B. Yakovlev)等は一七世紀の三〇年代をそれと見なしてゐるし、リヤシチェンコ(P. Lyashchenko)等はペートル大帝の諸改革時代に、それを置こうとしてゐる。而してザオーゼルスカーヤ(E. Zauerkaya)によれば、多少とも顕著な規模でのマニユファクチュアの大生産の出現は、一六三〇年代にすでに見られたが、マニユファクチュア生産の確立期は、ペートル大帝の治世であつたという。ともあれ、ペートル大帝の諸改革に伴つて、大小様々のマニユファクチュアが沢山建設されたことは事実であり、本稿が取り上げてゐる占有マ

ニュファクチュアも、この時代に成立したのである。

商人たちの手許には十七世紀頃までに、商業資本乃至高利貸資本という形態で、貨幣の集積は可成り進んでいた。これを産業部門に投下させるのがペートル大帝のねらいであり、そのために一番肝心な労働力を確保すべく、商人たちについていろいろな特権を与えたのであり、また、例えば模範工場としての官営工場を創設しては、これを払下げたり、資金の貸与を行つたりしたのである。それにも拘わらず最初の頃は、商人たちは必ずしも喜んで工業生産に参加した訳ではなかつたらしい。政府は、一七二一年に、アンドレイ・トウルカとツムバリンチコフ (Andrei Turka i Tsumbalshikov) を代表者とする会社に、官営亞麻工場を払下げようとしたのに、この工場が実際に運転されたのは、やつと一七二八年になつてであつたといふことは、この間の事情をよく説明したものである。とはいへ、ナロードニキたちが併つて考えたように、ペートル大帝が上から人為的にマニファクチュアを作つたと考へべきではなからう。マニファクチュア形成のための諸条件は、当時既に充分成熟していたのであつて、ペートルはそれを結合し、調整しただけである。ペートルの富国强兵の考へによれば、工業育成は正に国家的事業であり、工場労働も一種の「国家への奉公」と考へられ、かくて占有マニファクチュアに対しては各種の保護と規制を賦与した訳であり、資金の貸与についても、国家が資本構成に大き

な役割を果した事由である。但しツガン・バラノフスキーの計算によれば、件数も金額も特に大きなものではなかつたといわれるが、中には返還の必要のないものも沢山あつたことを否定すべくもなからう。

占有マニファクチュアは、前に述べたように、十八世紀の後半期に最盛期に達したが、十九世紀の前半期に入ると早くも衰退し始めるのは何故であらうか。

モスクワなどでは、ナポレオン軍の侵入によつて破壊されたものも多いが、外からの人為的な理由のほかに、内からの本質的な理由を忘れてはいけなからう。こゝにもまた、占有マニファクチュアの性格がよく現われているからである。

即ち、十八世紀の社会の生産諸力と生産関係に基づいて占有マニファクチュアを繁栄させた条件、換言すれば占有マニファクチュアに対する政府の上からの規制と特権賦与が、十九世紀の成長した生産力に適應せず、生産諸力のより一層の發展を妨げることになつた。も少し具体的にいうならば、労働市場が未だ狭く、労働力の商品化がないか、又は少ない状態、また、土地所有が副次的にもせよ、労働力再生産の可成り大きな役割を果しているような状態、加之、マニファクチュアの所有者が「所有者の権利」もしくは土地の封建的所有をもたなかつたため、労働者に対する所有も不完全であるような状態において、マニファクチュアの所有者が、強制労働を使用出来たのは正に国家権力の積極的協力、換言す

れば独占体制があつたからなのである。

その他にも、国家は原料源たる鉱山や森林などの利用を殆んど無償で、貸与の場合でも問題にならない位安く、工場主に引渡しているし、関税は依然として高度を保持し、殆んど外国商品との競争を封じ、国内の独占的価格を保証したし、加うるに製品の国家納入の場合は、国内の平均価格よりも高く買ひ上げてもらつてゐることなどはこの例である。

こゝに占有マニファクチュアは幾多の内的矛盾を孕みながらも、また、非生産的労働をかゝえ、農奴制的生産関係を保持しながらも發展しえた訳であるが、本来ツァーリズムは、農奴主的貴族の代弁者であつたから、商人の利益をはかると同時に、地主貴族の利害も調整しなければならず、貴族の要求に應えて、エカテリーナ二世の所謂産業自由の政策が樹立されてくると、それに刺激されて、貨幣・交換経済が進展し、都市でも農村でも階級分化が促進され、広汎な消費物資の大衆的需要も起り、これらが資本制的マニファクチュアを一面で成立せしめてくる。こうして国内に競争勢力が形成されてくると、独占体系が喪れるため、占有マニファクチュアは忽ち内包した諸矛盾を露呈するのである。新しい競争に堪えるため、例えば生産費を下げようとしても、固定資本的性格をもつ歴大な農奴労働を維持してゐては、仲々困難であるし、生産量を引上げようとしても、強制労働に主として依存する限り、急速には出来なからず、経営の重要機能が政府の監

督下に握られていては、経営振換の柔軟性をも欠くことになる。一八四〇年の法令は、この点を幾分改善し、かくて再編成に成功した少数の企業は生き延びた訳であるが、他の多くは没落せざるをえなかつたのである。

それにしても、占有マニファクチュアは、商品生産としては、市場の成長を促進し、部分的にもせよ賃銀労働者をも持つた大企業であり、労働者大衆を従属させる大資本を形成し、生産の集積度を高めた点において、やはり資本制マニファクチュアへの前提たる役割を果し、この意味では進歩的でありえた。

しかしながら他方では、生産の進歩のための衝撃を与えず、單に農奴主的収奪の強化にのみ全關心を奪われ、而して社会的・経済的分化を抑圧し、發達せる市場を要求しながら、なお且つ工業生産物の重要な消費者たるべき農民を農奴的貧困に留めることにより、その發達を妨げ、またこういう農奴労働に多く依存することによつて、資本の生産的蓄積の可能性を自ら遮断してらう。実にこういう点に、農奴制自体の頹廢と危機の基本的な原因があり、占有マニファクチュアも例外ではない。この意味で占有マニファクチュアは未だ封建的性格を脱しきれていない。かく考えてみると、占有マニファクチュアには古い封建的生産諸関係と、新しい前進的生産力が結合されていることが明らかである。

而して古い生産諸関係と新しい生産諸力との間に生ずる矛

ブリで国庫に納入した。それにも拘らず数年後には国庫に対する債務七五万ルーブリのかたとして国庫に戻している。

(Lyashchenko, op. cit., p. 300)

(9) エカテリーナ二世の産業自由政策には、例えば、高率保護関税、輸出入の若干の制限、新しい産業部門(例、木綿工業)発達のための外国人工業家の誘引、土族のみに酒造業を確保したことなどの形で、産業規制に独占体系が未だ残存していた。この頃ウラルの鉄は二五〇%、鉄鉄は六〇〇%の関税で保護されていた。

(Lyashchenko, op. cit., p. 338)

(10) エカテリーナ二世の召集した法典編纂委員会(一七六七—一七八)における商人階級の代表者が身分的特権を強調し、農民が商工業に従事することに反対し、又、農奴労働に対する商人の権利を主張しているのは、彼等の危機の自覚の現われである。

(Lyashchenko, op. cit., p. 301. 飯田貞一・前掲書、二二三—二三四頁)

(11) Lenin, tam zhe, str. 330 邦訳レーニン「発達」(岩波文庫旧版、下巻、七三頁)。

(二九・九・二七)

〔本稿は、西井克己氏名義、昭和二十九年度文部省科学研究費交付金による分担研究の一部である。〕